

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書における当期純損失額金等の公表について（規則第8条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出がありました令和3年度部門別収支計算書において、当期の一般需要部門に純損失が生じたため、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門の純損失額（円）
株式会社エネクル (法人番号: 9030001147300)	幸手上高野団地	94,858
	白鷺団地	1,174,421
	西ノ台団地	1,274,180
	酒直ニュータウン	1,295,487
	東都いわつき団地	633,942
	長谷団地	372,596
	浜宿団地	841,373
	騎西若草の街	133,350
	東レ本庄住宅団地	4,610
	八街大閑住宅地	7,378
	八街藤ノ台文化村	245,338
	坂ノ上陽光台団地	37,861
	宇都宮グリーンタウン	7,191,180
	宝木住宅地	35,061
	戸祭グリーンヒル	228,444
京葉ガスリキッド株式会社 (法人番号: 3040001017202)	立沢ニュータウン	6,104,026
株式会社ミツウロコヴェッセル (法人番号: 9070001014348)	南桜井団地	58,621
	見晴らしの丘	10,913
	椿山団地	170,567
	サンワ丘里ニュータウン	9,653
山二ガス株式会社 (法人番号: 1030001025232)	牛沼団地	98,316

(参考)

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年3月28日経済産業省令第21号）

<抜粋>

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理）

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点

小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしがス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしがス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしがス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。